

入札説明書（入札参加者の構成及び参加資格要件）に関する質問等に対する回答

（大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業）

令和6年8月27日

（※）入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(ウ)	配置予定技術者について	質問	参加申請時に提出した技術者を、技術提案書提出時に変更しても構いませんか。	原則、変更は認められません。 ただし、監理技術者等の配置に関する事務取扱要領第 6 条第 2 項に該当し、本市が変更を認める場合は可能です。
2	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	施工期間の配置技術者について	質問	参加申請時において配置予定技術者を確定できないため、配置予定候補者として複数人で申請することを考えていますがよろしいでしょうか。	監理技術者等の配置に関する事務取扱要領第 3 条第 2 項のとおり可能です。ただし、全ての候補者について配置条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定してください。 なお、技術提案書提出時に特定できていない場合、提案書審査における「配置予定技術者の技術力」の評価については、評価点が最も低くなる方の点数を採用します。
3	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	施工期間の配置技術者について	質問	工場製作から現場へ移行する際に技術者の変更を認めるとあります。本事業は多くのシステムを整備するため、工場製作と現場工事を繰り返すことが想定されますが、配置技術者はその都度、変更を認めるとの解釈でよろしいでしょうか。 （例：工場技術者 A → 現場技術者 B → 工場技術者 A → 現場技術者 B ）	監理技術者等の配置に関する事務取扱要領第 7 条および最新の監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に記載されている条件に該当する場合は可能と考えますが、詳細については契約後、協議の上で判断します。
4	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	施工期間の配置技術者について	質問	本事業の建設工事は非常に長期間且つ複数のシステムを整備することから工場製作→現場工事→工場製作→現場工事となることが想定されます。 この場合、それぞれ別人を配置してもよろしいでしょうか。 （例：工場製作技術者 A → 現場工事技術者 B → 工場製作技術者 C → 現場工事技術者 D 全 4 名）	No. 3の回答をご参照ください。
5	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	配置予定技術者について	質問	参加申請時に提出した技術者を、技術提案書提出時に変更しても構いませんか。	No. 1の回答をご参照ください。
6	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	配置予定技術者について	質問	機器製作期間と現場施工期間とで技術者を変更する場合、【様式3－12】配置予定技術者調書に記載する技術者は当初（機器製作期間）の技術者のみで構いませんか。	契約後、最初に配置する技術者について記載してください。
7	入札説明書	6	第 3	3	(2)	ア	(エ)	施工期間の配置技術者について	質問	監理技術者等の途中交代については、監理技術者等の配置に関する事務取扱要領(2024年2月19日)第7条に記載の要件にて、交代可能という認識でよろしいでしょうか。	No. 3の回答をご参照ください。
8	入札説明書	7	第 3	3	(2)	イ	(ウ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書については、金額が確定できなかったため、提出する書類としては、特定建設工事共同企業体協定書のみで構いませんか。	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の提出時には、特定建設工事共同企業体協定書のみ提出で差し支えありません。
9	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書については、金額が確定できなかったため、提出する書類としては、特定建設工事共同企業体協定書のみで構いませんか。	No. 8の回答をご参照ください。
10	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	ひな形は建設工事の共同企業体を想定していますが、今回は設計建設を担う企業と維持管理を担う企業の共同企業体となるため、ひな形を今回事業(建設工事および維持管理業務)に合うように加筆修正することでよいでしょうか。あるいは、維持管理業務時は別に共同企業体協定書を締結することになるのでしょうか。	今回事業用に加筆修正していただいて差し支えありません。 なお、記載例は別紙のとおりです。

(※) 入札説明書：大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書

No	資料	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
		頁	章	節	細節 1	細節 2	細節 3				
11	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	建設工事と維持管理を含む協定書の場合、ひな形の協定書名称「特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）」を、例えば「特定建設工事および維持管理業務共同企業体協定書」等としてよいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
12	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	建設工事と維持管理を含む協定書の場合、第1条の記載は工事請負のみでなく維持管理業務も追加でよいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
13	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	建設工事と維持管理を含む協定書の場合、第4条の解散の時期は、「建設工事の請負契約の履行後3ヵ月以内～」ではなく、「維持管理業務の履行後3ヵ月以内～」となるのでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。
14	入札説明書	10	第 3	4	(3)	ウ	(オ)	特定建設工事共同企業体協定書について	質問	建設工事と維持管理を含む協定書の場合、第7条以降も同様に加筆修正を行っていくことでよいでしょうか。	No. 10の回答をご参照ください。

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

(記載例)

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業に係る共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 大阪市発注に係る 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業
(当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「本事業」という。)

(2) 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下
「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、本事業の契約の履行後
3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業の契約を締結できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわ
らず、本事業に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表と
する。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本事業の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務対価及び業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担額)

第8条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の
名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本事業履行中発生した共通の経費等については、業務対価及び業務委託料の分担額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が本事業を終了する日までは脱退することができない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり
共同企業体協定を締結したので、その
証拠としてこの協定書 通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、 通
は各自所持し、1 通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日